

平成24年度兵庫県手話通訳者認定試験実施要項

実施：兵庫県立聴覚障害者情報センター

1 試験概要

手話通訳者として必要な知識及び技能を審査するため、筆記及び実技試験の問題、採点基準、合否判定基準及び具体的実施方法等について、社会福祉法人全国手話研修センターから提供を受け、各都道府県実施団体はそれに基づき手話通訳全国統一試験を実施します。

- (1) 試験日：2012(平成24)年12月1日(土) 受付午前9時、午前10時開始
- (2) 申込締切：2012(平成24)年10月12日(金)
- (3) 合否発表：2013(平成25)年3月22日(土)
- (4) 試験内容：〈筆記試験〉

国語を除いて四肢択一方式

〈実技試験〉

- ア 手話の要約(画面に提示される手話を日本語に要約し記述解答)
- イ 場面通訳(画面に提示される会話の場面を通訳しビデオ録画)

- (5) 試験会場

神戸：神戸市立総合福祉センター(神戸市中央区橋通3-4-1)

- (6) 申込先

兵庫県立聴覚障害者情報センター

〒657-0832 神戸市灘区岸地通1-1-1 神戸市立灘区民ホール2F

※ 「手話通訳者認定試験受験申込在中」と朱書きしてください。

2 受験資格

受験資格は、兵庫県内に在住、在勤し、次の各号の要件を満たすこととする。

- (1) 平成25年4月1日現在満18歳以上の者で、認定後は、登録手話通訳者として「ひょうご通訳センター」及び市町の依頼に基づいて手話通訳者派遣事業に登録し、手話通訳業務に従事できる者。
- (2) 次のいずれかに該当する者。
 - ア 手話通訳者養成課程を修了した者。
 - イ 兵庫県内において、3年以上の手話奉仕員(手話通訳者)としての活動経験を有する者。
 - ウ ア、イと同等以上の技能を有する者。

3 試験科目及び出題範囲

1. 筆記試験(90分)

- (1) 手話通訳に必要な基礎知識

厚生労働省手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムの範囲

【出題範囲】

「新・手話教室入門」テキスト(2008年3月10日発行)

「手話教室基礎(改訂版)」テキスト(2008年3月10日発行)

「手話通訳者養成講座 基本課程(改訂版)」テキスト(2008年3月10日発行)

「手話通訳者養成講座 応用課程(改訂版)」テキスト(2004年9月1日初版発行)

「手話通訳者養成講座 実践課程(改訂版)」テキスト(2008年6月1日発行)

発行：社会福祉法人全国手話研修センター

聴覚障害の基礎知識、手話の基礎知識、聴覚障害者の生活、障害者福祉の基礎、
聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度、ボランティア活動、手話通訳者の基礎的知識と心構え、
身体障害者福祉概論、ソーシャルワーク概論、手話通訳の理念と仕事Ⅰ・Ⅱ、
ことばの仕組み、手話通訳の健康管理、手話通訳者登録制度の概要、実技編

(2) 国語

手話通訳に必要な国語についての基礎知識や総合的な国語力の範囲

- ① 発音の仕方、音の区別、アクセント等
- ② 単語（言葉の意味、類義語、同音異義語、和語、漢語、外来語、新語、慣用句等）
- ③ 文法（品詞、文の構造等）
- ④ 文字（漢字、仮名遣い、表記法等）
- ⑤ 表現法（語の使い方、諸種の文章の書き方等）
- ⑥ 文章解読（やや長文の理論的な解読・要約等）
- ⑦ 簡単な文学史

2. 実技試験

(1) 手話の要約試験（筆記） 1問

ろう者の手話が映像で約3分間、2回流されます。15分間で内容を要約し解答用紙に指定の字数内で記述してください。出題内容は、ろう者の生活経験に関する範囲とします。

(2) 場面通訳（場面における聞き取り及び読み取り通訳） 1問

ろう者と健聴者の会話場面が映像で約3分間流されます。ろう者の手話の読み取り通訳、健聴者の音声の聞き取り通訳をしてください。出題内容は、相談、医療、労働、文化活動等に関する問題とします。通訳内容はビデオカメラで収録し、録画に基づいて採点します。

4 提出書類

受験申込者は、下記(1)～(3)の書類を前記申込先へ提出してください。

(1) 受験申込書

(2) 受験票 } 写真貼付。切り離さないでください。写真は6ヶ月以内に撮影した上半身正面

(3) 受理票 } 脱帽の証明写真(縦 4.0 cm×横 3.0 cm)を指定欄に貼り付けし、写真を貼る前に裏面にボールペンで氏名を記入してください。

※ 記入漏れのないようボールペンで楷書で正確に記入してください。

記入いただいた個人情報、本件目的以外に利用することはありません。

5 受験料

3,000円(振込後「お控え(領収書)」のコピーを受験申込書の裏面に貼付けること)

振込先:郵便口座 記号14330 番号65666561

【店名】四三八 【店番】438 【普通預金】6566656

【名義】兵庫県立聴覚障害者情報センター

6 受験者への注意事項

(1) 試験全般

ア 試験中は、試験会場の指定された場所以外に立ち入らないでください。

イ 試験会場では、電話連絡は受け付けません。

ウ 試験監督者の指示事項に従ってください。

エ 受験票は、合否発表があるまで大切に保管してください。

(2) 筆記試験

ア 試験当日は、受験票を忘れずに持参し、試験中は机の上に置いてください。

イ 試験開始30分前までに入室し、受験番号と同一番号の席に座ってください。

ウ 筆記用具は、HBの鉛筆、プラスチック製消しゴムを持参してください。

(3) 実技試験

ア 実技試験は受験番号順に実施します。呼び出しがあるまで、静かに待機してください。

イ 撮影したテープをもとに採点します。手話の読み取り通訳では、はっきりと発話してください。

7 その他

(1) 受験者に対しては、平成25年3月末までに本人に文書で合否を通知し、後日、「兵庫県手話通訳者証」を交付します。

(2) 認定試験合格者は、ひょうご通訳センターに登録するとともに、居住する市町に対し、通知します。

なお、合格者名簿の利用に当たっては市町における手話通訳派遣事業以外には使用しません。

(3) 試験に関する問い合わせ先(合否に関するお問い合わせは受け付けません)

兵庫県立聴覚障害者情報センター

〒657-0832 神戸市灘区岸地通 1-1-1 神戸市立灘区民ホール 2F

電話(078)805-4175 FAX(078)805-4192

※ 毎週木、日曜・祝日休館